

## プラスチック・食ロス削減協力事業者制度実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、プラスチック・食ロス削減協力事業者制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 目的

プラスチック・食ロス削減協力事業者制度は、プラスチックごみ削減や食品ロス削減のための具体的な取組を実践する事業所及び団体等を登録し、その取組を広く発信することにより、海洋プラスチックごみ問題の解決及び食品ロスの削減に向けた機運の醸成を図ることを目的とする。

### 第3 登録の要件

和歌山県知事（以下、「知事」という。）は、県内で事業活動を行っている事業所又は団体等（以下、「事業所等」という。）のうち、別表に掲げる取組項目の中から1つ以上を実践する事業所等をプラスチックごみ削減協力事業者、食品ロス削減協力事業者（以下、「協力事業者」という。）として登録するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 事業所等又はその役員が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等に該当すること又はこれらと密接な関係を有すること。
- ② その他登録することが適当でない認められること。

### 第4 登録の方法

- (1) 登録を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、プラスチック・食ロス削減協力事業者登録申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。
- (2) 複数の事業所等の登録を受けようとするときは、申請事業所等一覧表（様式第1号別紙）に取りまとめることにより、一括して申請することができる。
- (3) 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録の要件を満たしていると認められるときは、協力事業者として名簿に登録するとともに、申請者に対して登録証を交付するものとする。
- (4) 知事は、前項の審査等に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

### 第5 情報発信

知事は、県ホームページ等で協力事業者が行う取組内容を紹介するなど、県民に対し広く情報を発信するものとする。

## 第6 協力事業者の取組

協力事業者は、次の各号に掲げる項目に取り組むものとする。

- ① 申請した取組を継続的に実践すること。
- ② 交付された登録証を店頭等の見えやすい場所に掲示し、また、取組を各種ソーシャルメディア（インターネットを利用して、個人による情報発信や個人間の情報交換等を行い、付加価値を生み出すメディアのこと。）等により発信するなど、積極的な周知に努めること。
- ③ 和歌山県が実施するプラスチックごみ削減や食品ロス削減に関する啓発活動及び各種調査に協力すること。

## 第7 変更の届出

- (1) 協力事業者は、登録内容に変更が生じたときは、プラごみ・食ロス削減協力事業者変更届（様式第2号）により速やかに知事に届け出なければならない。
- (2) 知事は、前項による届出があったときは、登録名簿の修正等、必要な措置を講じるものとする。

## 第8 登録の取消等

- (1) 知事は、申請内容に虚偽があったと認められるときは、登録を取り消すことができる。
- (2) 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を抹消するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - ① 前項により登録を取り消したとき。
  - ② 事業所の廃止等により、登録の要件を満たさなくなったとき。
  - ③ その他登録が適当でない事由が生じたとき。
- (3) 登録を抹消された者は、知事に対し、速やかに登録証を返納しなければならない。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年8月15日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年3月22日から施行する。

### 附則

この要領は、令和6年1月30日から施行する。

別表

(プラスチックごみ削減の取組)

取組項目	取組内容 (例)
① プラスチック製品の削減	<p>&lt;事業所等での取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋の削減</li> <li>・プラスチック製ストロー等の無償提供見直し</li> <li>・詰め替え商品の製造、販売</li> <li>・簡易包装による販売</li> </ul> <p>&lt;従業員個人の取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイボトル、マイバッグの使用</li> </ul>
② プラスチックリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックごみの分別と適正処理</li> <li>・再生プラスチック製品の活用</li> <li>・ペットボトル、食品トレー等の店頭回収</li> </ul>
③ 代替素材の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替素材 (バイオプラスチック、紙等) を使用した製品の製造、販売、使用</li> </ul>
④ その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の清掃活動に参加する</li> <li>・プラスチックごみ削減に関する普及啓発 (職場研修を含む)</li> </ul>

(食品ロス削減の取組)

取組項目	取組内容 (例)
① 食品ロスにしない製造の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材の廃棄を減らすための製造工程の見直し</li> <li>・加工の工夫による食品ロスの削減</li> <li>・容器包装の工夫による賞味期限の延長</li> <li>・賞味期限の年月表示化</li> </ul>
② 商慣習の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品期限の緩和</li> <li>・販売期限の見直し</li> </ul>
③ 飲食店等での食べきりの工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小盛メニュー、ハーフサイズメニューなどの量の調整</li> <li>・持ち帰りへの対応</li> <li>・食べきりを推進するポスターの掲示</li> </ul>
④ 食品ロスにしない販売等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小分け販売やばら売り</li> <li>・季節商品の予約販売</li> <li>・売りきりの工夫 (閉店間際の割引販売等)</li> </ul>
⑤ フードバンク活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余剰食品のフードバンクへの寄附</li> </ul>

	・フードドライブの実施
⑥ 食品廃棄物のリサイクル	・食べ残しや調理くずのたい肥化 ・バイオマス発電
⑦ その他の取組	・規格外食材等の活用